

東京港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金交付要綱

(制定) 令和5年3月14日付4港経振第453号

(改正) 令和6年3月18日付5港経振第585号

(改正) 令和8年3月18日付7港経振第730号

(通則)

第1条 東京港における水素燃料電池換装型荷役機械等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、東京港のコンテナふ頭において水素燃料電池換装型荷役機械等を導入することにより、東京港の脱炭素化を推進するとともに、コンテナふ頭における2050年カーボンニュートラル形成を実現することを目的に、東京港のコンテナふ頭借受事業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 「荷役機械」とは、タイヤ式門型クレーン（Rubber Tired Gantry crane）（以下「RTG」という。）のことで、本船荷役のためにヤードと構内トレーラーとの間や外来トレーラーによる搬出入のためにヤードと外来トレーラーの間のコンテナ受渡しといったヤード内荷役を行う機械のことをいう。
- (2) 「水素燃料電池換装型」とは、ディーゼルエンジンを将来的に水素燃料電池に換装することが出来るものを指し、水素燃料電池を動力源として稼働することで温室効果ガスを排出しない荷役機械のことをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、将来の東京港における水素需要創出に寄与することを目的に、東京港のコンテナターミナルにおいて使用する、以下の荷役機械を導入する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。ただし、既存荷役機械の改良は、補助対象事業に含めないものとする。

(1) 東京港のコンテナふ頭において使用する水素燃料電池への換装が可能なRTG

(2) 東京港のコンテナふ頭において使用する水素エネルギーで稼働するRTG

2 前項に定める事業は、補助金を交付した効果が相当程度の期間持続すると見込めなければならない。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する事業者に限る。

- (1) 別表1に掲げる東京港の対象ふ頭の借受事業者又はこの事業者と同等であると東京都知事(以下「知事」という。)が認める事業者(以下「借受事業者等」という。)
 - (2) 借受事業者の同意を得た港湾運送事業者(港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第3条第1号の一般港湾運送事業の許可を受けたもの)又はこの事業者と同等であると知事が認める事業者(以下「ターミナルオペレーター等」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第6条 この補助金の対象となる経費は、第4条に認められた補助対象事業について、事業計画期間内の地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条に定める各会計年度内に交付決定を受け、かつその実施に伴い発生した経費の支払が完了した経費のうち、知事が適当と認めた事業に係る別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

2 補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

(補助率及び補助金上限額)

第7条 この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付するものとし、RTG1台当たりの補助金の額は、補助対象経費から本補助金以外の国、都又は区市町村等から交付された補助額等を差し引いた補助対象者負担額の2分の1、かつ1億円を上限とする。

2 算出された額の合計に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 補助対象事業が複数年度にわたる場合においても、RTG1台当たりの補助金の総額は、第1項に定める上限額を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記第1号様式)及び誓約書(別記第2号様式)に、知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに、知事に申請するものとする。

2 第5条に定めるターミナルオペレーター等が前項の申請を行う場合は、借受事業者による同意書(別記第3号様式)を同時に提出しなければならない。

3 申請者が、同一のバースで複数の借受事業者等又はターミナルオペレーター等となる場合は、代表企業を定めた上で申請しなければならない。ただし、代表企業は、第5条第1項に定める東京港の対象ふ頭の借受事業者又は借受事業者の同意を得た港湾運

送事業者に限るものとする。

- 4 第5条に定める借受事業者等又はターミナルオペレーター等が前項の申請を行う場合は、補助金交付共同申請書（別記第1の2号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に、知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに、知事に申請するものとする。
- 5 補助対象事業の実施にあたり、やむを得ない理由により、補助金の交付申請日から交付決定までの間に事業の着手が必要な場合は、事前着手承認申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、第1項の補助金交付申請書又は前項の補助金交付共同申請書と併せて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 補助対象事業が複数年度にわたり、交付決定日以前に事業の着手が必要な場合は、当該年度の事業着手日前日までに事前着手承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業計画の承認）

- 第9条 この要綱に基づく補助を受けようとする者で、補助対象事業が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請時に、当該補助金額の総額、事業期間、補助対象事業が複数年度にわたる理由等について、事業計画承認申請書（別記第5号様式。ただし、前条第4項により申請を行う場合は、事業計画承認共同申請書（別記第5の2号様式）とする。）に必要な書類を添えて、前条第1項の補助金交付申請書又は前条第4項の補助金交付共同申請書と併せて知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、当該補助対象事業費の総額等を変更する場合は、速やかに同様の申請を行うものとする。
- 2 知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業計画を承認し、事業計画承認通知書（別記第6号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付決定及び通知）

- 第10条 知事は、第8条第1項から第4項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。
- 2 前項の規定による補助金の交付決定の審査に当たっては、補助対象事業が共同事業として、共同申請者間でのリース契約等により導入されるものである場合は、あらかじめ月々のリース料金に補助金相当額分の値下げが反映されていることを確認するものとする。
 - 3 補助金の額は、第6条に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。
 - 4 知事は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書（別記第7号様式）により、補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定事業者」という。）に通知する。

（交付の条件）

- 第11条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業の目的を達成するため、交付決定事業者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 本要綱並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって第4条の補助対象事業により取得したRTGを管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでの間、別表1に定める東京港のコンテナターミナルにおいて、継続してRTGを稼働させること。ただし、第25条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けたものについてはこの限りではない。
- (3) 交付決定事業者は、東京港における温室効果ガスの削減及び導入したRTGにおける水素エネルギーの導入又は利用に向けて積極的に取り組むこと。
- (4) 知事が第18条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- (5) 知事が第19条第1項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、知事が指定する期日までに返還するとともに、第20条第1項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第1項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (6) 交付決定事業者は、知事が補助対象事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

（補助金の交付申請の撤回）

- 第12条 交付決定事業者が第10条第4項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。
- 2 交付決定事業者から申請の撤回があった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し）

- 第13条 補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
 - 3 第1項の規定による補助金の交付の決定の取消により特別に必要となった補助対象事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
 - 4 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消に係る補助対象事業についての補助金に準ずるものと

する。

- 5 第1項の規定に基づき取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により当該交付決定事業者へ通知する。

（補助対象事業の内容の変更又は中止等）

第14条 交付決定事業者は、第10条第4項の規定による補助金の交付決定後の事情の変更により次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認申請書（別記第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし（1）及び（2）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （1）補助対象事業に要する経費を変更しようとするとき。
- （2）補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。なお、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請内容に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

3 知事は、前項の承認をしたときは変更・中止承認通知書（別記第10号様式）により、第1項の申請をした交付決定事業者へ通知する。

（事故報告）

第15条 交付決定事業者は、補助対象事業が予定内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

（状況報告）

第16条 知事は、補助対象事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて交付決定事業者に対し遂行状況について報告を求めることができる。

（補助対象事業の遂行命令）

第17条 知事は、交付決定事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を適正に遂行すべきことを命じることができる。

2 前項の命令に違反したときは、知事は、補助対象事業の一時停止を命じることができる。

（実績報告）

第18条 交付決定事業者は、補助対象事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助対象事業の中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（別記第11号様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ならない。

(補助金の額の確定)

第 19 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（別記第 12 号様式）により速やかに交付決定事業者に通知する。

(是正のための措置)

第 20 条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置をとることを命じるものとする。

2 第 18 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(補助金の支払い及び請求)

第 21 条 知事は、第 19 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 交付決定事業者は、補助金の支払を受けるため、第 19 条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第 13 号様式）を知事に提出するものとする。

(義務違反による決定の取消し)

第 22 条 知事は、交付決定事業者が次のいずれかに該当した場合は、当該事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、第 19 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 1 項の規定に基づき取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（別記第 8 号様式）により当該交付決定事業者に通知する。

(補助金の返還)

第 23 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。

2 第 19 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を

超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第 24 条 知事が、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定事業者は、当該命令に係る補助金の受領日の日（補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により違約加算金の納付が命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第 25 条 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 26 条 交付決定事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限及び処分等に伴う収入の納付)

第 27 条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、第 2 条の規定に定めるこの補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 交付決定事業者が前項の規定により知事の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

(財産管理)

第 28 条 交付決定事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿の整理)

第 29 条 交付決定事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後の 5 年間）保存しておかななければならない。

(事業成果の調査及び公表)

第 30 条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができるほか、交付決定事業者名、取組内容等を公表することができるものとする。

(要綱の変更)

第 31 条 不測の事態が生じた際は、本要綱を変更することが出来る。

(その他)

第 32 条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業の実施及び補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 対象となる外貿コンテナふ頭（第5条関係）

場所	対象ふ頭
大井ふ頭	大井コンテナふ頭第1・2号バース
	大井コンテナふ頭第3・4号バース
	大井コンテナふ頭第5号バース
	大井コンテナふ頭第6・7号バース
青海	青海コンテナふ頭公共バース
	青海コンテナふ頭第4号バース
品川	品川コンテナふ頭バース（SC、SD、SE）
中央防波堤外側	中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース
	中央防波堤外側コンテナふ頭Y2バース

別表2 補助対象経費（第6条関係）

事項	内容
条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画期間内に導入されるRTG本体の購入に要した直接的、かつ、必要最小限の経費 (2) 補助対象事業の事前着手申請承認後、もしくは補助金の交付決定後に事業が実施される経費 (3) 補助金の交付決定を受けた年度内に実施及び支払が完了している経費 (4) 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本補助対象事業に係るものとして、明確に区分できる経費
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) RTG本体の購入経費 (2) その他補助対象事業の目的と照らし知事が必要と認める費用
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本事業に係る人件費 (2) 本事業以外に係る費用と明確に区別ができない経費（RTG本体以外の設備費用、移送などに要する役務費等） (3) 補助対象（使途、単価、規模等）の確認ができない経費 (4) 事務費などの間接経費（振込手数料、収入印紙代等） (5) 消費税及び地方消費税 (6) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費